

「選択」概念の再構成にむけて

——ルーマン・セン・シェリングにみる重心の移動——

石原 英樹

当事者の了解に定位して選択を把握するルーマン、セン、シェリングの理論は、選択を可能にするものへの敏感さで群を抜く。本稿はそれらを批判的に検討することで、社会学的な基礎概念としての「選択」概念の彫琢を計る。この試みは必然的に、了解を記述する枠組みが記述対象そのものを変化させようこと・に敏感になった理論的コミュニケーションへとむかう。

【0】はじめに：選択と選択前提

現代社会論や消費社会論が選択前提（動機形成）の不透明性を問題にするのに代表されるように、選択の問題は即ち選択前提の問題である。だがそうした議論の一方で、「選択」概念は相変わらず共有価値を前提にした static なものにとどまっている。選択前提の不透明性を所与とした「選択」概念を構築できないだろうか。本稿はその試みのひとつである。まずルーマンの有力な基礎理論を導入しよう。

ルーマンによれば、選択はなにより偶有性 Kontingenz, contingency という観点からとらえられねばならない。偶有性はスコラ哲学では contingens というタームで、1) 様相論理のなかのある一般的カテゴリーとして、さらには 2) 存在と非存在の違いを決定してしまう偶然の選択を意味するタームとして、二重の意味で用いられた (Luhmann [1976:508])。形式的に言えば、可能ではあるが必然ではない "possible not to be" 様相ということである。

ルーマンはこの偶有性を「①この選択自体が実はなされなかったかもしれない可能性と、当該選択では洩れてしまった諸可能性の双方を背

景にした・選択に②依存している状態のことである」(Luhmann [1976:509]) とさらに詳細に規定する。この選択概念に基づく偶有性概念によって、パーソンズにおける、自我の欲求充足の他者の行為への依存性 (②) の強調は、ルーマンにおいては、選択一般が含意する否定可能性、つまり選択の別様性 (①) の問題へと変更された。ルーマンにおいて偶有性と相即に把握されたこの選択概念は、また行為につきもののリスク (= 共有価値では消滅しない、当事者にとって解決せねばならぬ問題) であると同時に、可能性を開示するという二重の側面で把握されている。

この側面をルーマンはより具体的に、次に来る体験の可能性として指示されたことが予期されたのとは別様に生起しうるということ、すなわち予期がはずれる危険性としてとりだし、これをも偶有性とよぶ (Luhmann [1972=1977:38])。このルーマンの、選択を偶有性から捉える見方は、われわれの社会における出来事がすべて「他でもありうる」のだという相を強調するものである。

だが、つねにあらゆる出来事が「他でもあり

うる」ものとして体験されているわけではないことは見落とせない。そこでこの無限定性に対してルーマンは、選択を社会内当事者の了解において把握し、選択に先立って選択の枠組みをあらかじめ潜在的に選択する機能を構造、構造によって与えられた枠組みの中での選択肢からの選択を過程として区別 (Luhmann [1972=1977] [1976])し、出来事はこの二重の選択を経ているとする。われわれはこの設定を継承していききたい。

ここで偶有性と構造/過程の関係はどうなるか。例えば他者の選択を前提にするときに、構造は、選択可能性の範囲を限定する機能を持つ。ここで選択の前提を選択とみなすことなく前提にしうるために構造が準備されるのだが、実はこの構造そのものに非自明化の危険が常につきまとう。予期構造への違背がそれである。われわれが「選択」概念を考察する上で重要なのは、この構造の非自明化という視点である。以下で述べるように、選択/選択前提の選択・の差異と構造/過程の差異の双方を十全に把握している理論はない。

ここでわれわれは、A・セン、T・C・シェリング、そしてN・ルーマンの社会理論を取り上げる。三者に共通するのは、既存の理論では選択の前提とはみなされていなかった「選好」概念を、当事者にとっての選択の前提として見だし、その機能を明らかにしたことである。

【1】センのコミットメント概念：信憑性の欠落

一般に意思決定理論では選好 preference 概念⁽¹⁾は選択前提ではない。伝統的な経済理論では、個人的な選好は個人的厚生⁽²⁾の反映として扱われ、また事後的には厚生は個人的選択によって顕示された選好の数的表現として扱われる (Sen

[1973b] [1974=1989:24])。この相互前提関係を当事者の了解記述にそのまま応用すると、当事者にとって選択と個人的選好と個人的厚生は概念的に区別できないのである。これに対してセンは、厚生を最大化すると予期される選択肢以外の選択肢 (万人のための公平な関心によってではなく、たとえば隣人たちとか自分の属する階級といった特定の集団へのコミットメントなど) も合理的に選択されていること、つまり反一選好的な選択が実際になされていることと、合理的に推論された評価こそが行為前提になるという経済学的仮定とを矛盾なく接合するために、選好の選好 (メタ選好) という契機を提案した (Sen [1976=1989][1974=1989])。

ある状況において選択されるべき相互排反的な諸行為の組合せの集合 X の要素上のランクづけ (選好) の集合を Y とし、集合 Y 中のあるランクづけ (選好) を、行為集合 X のメタランクづけ (メタ選好) とよぼう。

これは、倫理的な選好/主観的な選好の差異化 (Harsanyi [1977]) などの、社会/個人の選好対立の個人内での折り合いを問題化する伝統を継承しながら、それら既存の提案の固定的な二項性をはっきり退けたものである。センによれば行為前提として複数想定しうる道徳性は、単に選ばれた行為をランクづけたもの同士の比較で評価されるのではなく、そういう行為のランクづけを更にランクづけた諸順序の評価によって初めて捉えられる。つまり、ある種の選択は、選択の前提となる動機形成の選択をも同時に含意しているという発想である。これを彼はコミットメントと呼んだ。

センのモデルは、例えば「もし私が自己利益のみにのっとり、いやだと望んだとしても、倫理の要請によってやらざるをえない (自己利益の望みは砕かれる)」という反実仮想で表現さ

れる。抽象化すると、「もしもメタ的な動機づけ a を持たなかったなら選好構造 A を選択したであろう」となる。(これを選好に関する反実仮想と呼ぼう)。

さらにここでのコミットメントは、通常予期されている利己的な選好順序とは違う選好順序からの最上選択肢の選択という形式をとる。さてセンは道徳性以外のさまざまな根拠によってもメタ選好がなされるとする。例えば一人の中毒患者の中の、「現在の私の好みからすればヘロインがある方が好ましいのだが、ヘロイン中毒は困るので、今の自分の好みをもたないことを選好できたら、と思う」という葛藤がその好例だ (Sen [1982=1989:150])。

さて問題点を観ていこう。なによりセンの場合は、構造と過程の差異が了解されていない。選好を選択前提とみなすなら、その選択は、特殊な問題を惹起しうることが閉却されている。勿論メタ選好がさまざまな選好選択肢の間でなされる (センによれば話し合いでも) ことは当然ありうる。しかしその場面ではそれら選択肢は常に自明 / 非自明のどちらかに配分されてしまうだろう。センはこのことを見落としている。この配分の意味をきちんと押さえるには、構造と過程の差異に定位しなければならない。

センのモデルを正確にみてるなら、自明な利己的動機づけでは、明らかに選択肢 c を最上選好すると予期できるのだが、自明でない動機づけ (ここでは倫理性) が自明化するとそれは実現しない。ここでは、c 以外の選択肢 a と b の間で選好せねばならない—という形で、a と b の二項対立の背後に、c も含めた選好順序が想定され、否定されている。だが、自明でない動機づけの自明化のメカニズムをセンは明らかにしていないのだ。

われわれの了解では、センのは、単なる選択

過程での選択肢への固執ではなく、構造が問題化する可能性がある特殊なコミットメントである。例えば先にのべたのと同様に佐伯[1980]はそれを、選択と同時に選択の動機づけも選択しているととらえるが、それでは不十分である。動機づけのレベルで、明らかに非自明的な動機づけが自明な動機づけを否定した上で採用されているのに、なぜコミットメントが成功しうるのかが閉却されているからである⁽²⁾。センは、自明でない選好順序の「ありそうのなさ」を理論的な先入観 (自己利益を追求する利己主義者という人間観) のせいにしてはいるが、相手にとっても「ありそうもない」という了解がなされていること、その自明性を揺るがして選好の選好がなされているとコミュニケーションできることこそが重要なのである。例えば道徳性や規範性が囚人のジレンマ状況で選択を左右することは「ありそうもない」と一般に了解されているからこそジレンマなのである⁽³⁾。即ち、当事者が「この道徳的メタ選好は私にとっては自明の選択である」と了解するなら、共有価値によってそれが相手の予期においても見いだされるという発想がセンのモデルの背後にあるのである。センがいみじくも「囚人のジレンマは契約状況の無いことを前提にしている」(Sen [1973b])と、いいながら、共有価値に訴えることで囚人のジレンマを解消させるという発想にたっていることをここから批判できよう。センのコミットメント概念が時に利己的な行為と区別がつかなくなりうると批判するワトキンス (Watkins [1974]) も共有価値という潜在的な前提に対する異議ではないので、これも同様にわれわれの批判に対してあてはまる。

選好は、潜在化しているときには構造として機能する。だがメタ選好として顕在化したときには、過程 (ルーマンによれば具体的行為選択)

となる。この用法に従うと、メタ選好は、構造の過程化にほかならない。しかしここでのセンのモデルの批判的考察から明らかなように、メタ選好では構造が非自明化してしまい、構造の過程化がなされない可能性が出てくるのである。このリスクはどのようにして回避されているのだろうか。この点に関しては次のルーマンのモデルが参照になる。

【2】ルーマンの予期への反応モデル：信憑性と帰責の析出

ルーマンは、選好を選択前提に位置づけた場合に当事者が見いだすリスクに注意を払ったモデルを提起した。そこでは選好の計算という契機は偶有化され、二項対立的な予期概念の部分集合として選好は位置づけられる。「選好のばあいにはより良いとより悪いの差異が問題であるのに対し、行動予期のばあいには同調と逸脱の差異が問題である」(Luhmann [1988=1991: 287])

この図式では予期に反応して予期どおりの行為をするか、予期にはずれた行為をするかの選択が意思決定であるとされる。単なる行為にも予期は随伴する[ワインのビンを取ってグラスに注ぐとき、それによってグラスがいっぱいになるだろうと予期してそうする(Luhmann [1988=1991])]が、その行為が予期に反応する(言及する)[客の席の空のグラスは満たされるだろうという予期に反応してボーイがワインを注ぐ]場合、行為は意思決定となる。このモデルでは、①予期どおりの行為か/予期はずれの行為か、という選択が行動予期である。そしてさらに②この前提そのものが問題化すると、この行動予期に反応するか/反応しないかという一段階メタ・レベルの選択になり、この選択そのものがオブジェクト・レベルでなされる可能性

が出てくる⁽⁴⁾。

この①から②への移行はルーマンも引用するベイトソン(Bateson [1972=1987])でおなじみの形式である。飲酒者が酒のビンをもっており、彼は「飲まない」と期待されている。その期待は彼に、たえず反飲酒の意思決定をするよう強いるが、アルコール中毒患者としての彼はこの意思決定状況に耐えられない。そこで酒を飲むことで、この予期そのものを打ち消そうとしてしまう。つまり彼は行動予期に反応しないというメタ選択をしたわけだ(Luhmann [1988=1991])。

ルーマンのモデルは選好に関する予期への違背を考慮に入れたものであるから、センの議論の欠落を覆っている。だが彼の場合は選好の選好という契機には全く触れていないために、選択前提の機能的分析をするにはセンを参照にせねばならない。ルーマンは自明の選択肢(予期どおりの行為)/予期から逸脱した選択肢(予期はずれの行為)の差異を、最上選好される選択肢/最上選好されない選択肢の差異と対応させ選好と予期を対応させた。選好の自明性が問題になるのは、選好自体の選択性が先取されている場合に限られ、その場合は選好でなく、選好の選好が行動予期である。そこでセンのモデルをルーマン流に、動機づけが利己的でない=自明ではない選好どおりの選択を「行動予期通りの反応」、動機づけが利己的であるため問題化しない=自明な選好どおりの選択の方を「行動予期に違背した反応」、と定義しなおす必要がある。自明な選好を前提とした選択が行動予期に違背した反応であるとは奇妙な定義とみえるかもしれない。だが自明でない選好を自明化し相手にとって信憑性のある前提とするのがコミットメントであることはセンのモデルにおいて示されたことであった。

この定式化から、行動予期への違背は、自明化するメカニズムがなければ、明らかに選好の選好の自明性いわば信憑性の失効可能性が随伴することがわかる。私がコミットメントをなすと主張しても、私の相手には行動予期への違背の可能性が常に疑いとしてつきまとうわけである。

次に、ルーマンのいう「行動予期への反応をする/しない」というメタ的な問題をセンのモデルにあてはめると、「選好の選好への反応をする/しない」という二項対立になる。これはパラフレーズすると、選好の選好との無関連化の可能性である。私の行為は倫理的なコミットメントだという主張に対して、その倫理性の根拠が疑われ（あるいは倫理性という予期とは無関連化し）、結果倫理的選択の自明性が失われてしまう。これは、私が行動予期への反応をしない可能性、として他者が潜在的に了解しているものである。この場合には、行動予期への反応をすることへの信憑性が求められる。これは先の行動予期通りの反応に関する信憑性の問題とは異なり、行動予期を可能にするものの確実性へと問題が移っている。行動予期への反応をすると了解させることは、行動予期そのものが取り消されていないということを了解させることである。つまり、ある前提があるからとにかく行動予期がなされることをいわねばならない。このプロセスは直観的にはメタ選好の上昇可能性（選好の選好の選好の……）とひとまず想定できよう。

メタ選好の上昇可能性の問題は、社会学の文脈では、つぎのように説明されよう。坂本[1987]は、ドラマトゥルギーや役割演技は、行為の選択そのものが同時に行為の前提となる意図や動機の選択となる点に意味があるという。さらに、この動機連関の選択連鎖は遡行しうる

ことを指摘した（坂本[1987]）。これに従うなら、メタ選好とその上昇は一種のドラマトゥルギーとして把握できる。だがこのような連鎖の指摘だけでは、既にのべてきたメタ選好の信憑性の問題は解決できない。さらに選択連鎖の遡行という直観的には正しい仮定も実は充分ではないことは、以下のコミットメント概念の検討から明らかにできる。

坂本[1987]は、ある動機—行為連関を選択することはコミットメントであり、コミットメントは通常心理学的な没入状態を指すからそこには情緒的な意味がともなう、という。だがこれではコミットメントの情緒性の説明にはなっていない。ここでの情緒性は、この選択前提が自明ではないこと、だがそれを補充するために自らの内発的な意思によって開始されていること、すなわち自己原因性の呈示である。つまりこの情緒とは、評価帰属=帰責の表現なのである。坂本があげた例をみてみよう。しつけの悪い子供に対して、教師が、周囲の目を気にして仕方無く叱るのではなく、人間教育を心から信じて叱っている（評価帰属先が自己）ように見せようとしたとする。そこではあらかじめ、仕方無く叱る（評価帰属先が他人）可能性が意識されており、それをコミットメントという自己原因性の発露である表現によって意図的に否定しようとしているのである。

ここから明らかのように、メタ選好は、ある行為の動機づけになっているが、それは同時に、メタ選好という動機の帰責への言及を伴っており、それがコミットメントという自己帰責であるか、あるいは役割による強制であるという呈示であるかなどは文脈に依存する。ここでは、コミットメントの信憑性（コミットメントが発効しているか否か）ではなく、コミットメントの同一性（これがコミットメントなのか否か）

が問題となっていることに注意しよう。選択連鎖を遡るのは評価帰属すなわち帰責を問題化することに他ならないのだ。選好の選好そのものが別様化する可能性と選好の選好の前提が別様化する可能性の差異といってもよいだろう。前者はコミットメントがなされるのかどうかの別様性、後者はコミットメントが本当に自主的な行為なのかつまりコミットメントなのかどうかの別様性である。ルーマンの図式から、問題の所在が二つ、明らかになったわけだ。

信憑性をひとまず措いても、帰責そのものの信憑性がさらに問題化しうることはないのだろうか。この当然の疑問に次でこたえよう。

【3】帰責の選択性

行為の帰属先は条件に依存して変化し、それを当事者も了解しているのは日常的である。この帰属選択性を実はルーマンは帰属操作という概念によって扱っている (Luhmann [1988=1991])。例えば電車の中で騒ぎ回る子供を、母親が叱責する場合に、「ほら、みんなが見てるでしょう」という具合に、叱責の帰属主体を母親自身から、まわりの乗客に移すような例がこれにあたる。この帰属先の変化は、人称レベルだけには留まらず、ルーマンのよく知られた行為/体験の区別 (当該システムに生じた出来事の評価帰属先がシステム自身であると予期されるときその出来事を行為と定義し、環境に評価帰属されると予期されるとき体験と定義する。) のレベルにまで及ぶと考えられる。社会心理学では選択帰属の問題として一括して扱われるが、これこそ先に述べた帰責の選択性的問題である⁽⁵⁾。

エンカウンター・グループ、T-グループ、意識向上集団など、自己意識を高め個人的成長を促すことを目的とするグループにおいて、と

りわけこうしたさまが観察できる。「何年もの間、何人かの人を監督する仕事につき、そしてその人達とうまくやっていくことができなかつたと仮定しよう。この不愉快さをあなたはいつも地位 (環境帰属) に帰属させていた。ところが実際は、その監督を気に入っているものは誰もおらず、地位といったものが容認されていない部外の集団でも、あなたに関心を持っている人は誰もおらず、人が不愉快に思っているのは地位ではなく人格特性によるものなのではないか、という疑いが生じる。このように、[ある出来事の] 環境帰属 [= 体験] から個人的帰属 [= 行為] へのこの種の変化は、自分の自尊心にとって明らかに脅威となる」 (Shaver [1975=1981:196])

ここから、1) 行為の体験化、体験の行為化とでもいえる機制が働きうること、2) それはある特殊な状況によってもたらされること、3) この状況自体の根拠は問題化していない点が指摘できよう。

このような集団という「状況」の本質は、集団への参加そのものの自発性があらかじめ擬制されている (学習の中で繰り返し、参加したのはあなたのコミットメントであった、と宣言される) こと、すなわちこの種の集団固有のルールへの同意がつねに自己評価の端点に見いだされることにある。「そうした集団への参加を決意すると、ある時間は他のメンバーの知覚者となり、またある時間は知覚される立場の人 (刺激となる人物) となる。刺激となる人物の役割では自己-呈示を最小限にとどめる (「自然に振舞う」) ことに従い、また、知覚者としての役割では他の参加者達への正直な自分の印象を示すことに従う」 (Shaver [1975=1981:195]) ことが当然のように予期される。これらのグループでは、選択の別様性が通常よりも強く体験さ

れるのだが、グループへの参加に関する帰責の別様性は隠蔽されねばならない。このようにして帰責の別様性はほかならぬ帰責によって隠蔽されることがわかる。

ここでは、帰責そのものの選択性が問題化しうること、そしてそれは他者に対して呈示されるばかりでなく、他者からの学習によって自己のなかで生起しうることを指摘した。

これらを前提にして次のシェリングの理論の批判的検討では、メタ選好の信憑性と帰責（とその選択性）の詳細な分析をしよう。

【4】シェリングのコミットメント概念：信憑性と帰責の分析

4-1.

囚人のジレンマを共有価値に基づいたコミットメントで解消するセンの発想とは対極にあるのがシェリング (Schelling [1960]) のコミットメント概念である。センのいわば共有価値コミットメントに対し、相手の了解に信憑性をつくり出す戦略的なコミットメントを提唱するのである。それはコミットメントが失効する可能性に注目してなされる。だがシェリング自身の論考の抽象水準が低く、われわれの図式によって、彼の理論枠組みの中のさまざまに異なったものを比較し、再構成せねばならない。例えばシェリングは、コミットメントに関してメタ選好という発想をとっていないが、コミットメントとは全く独立に提起されたエゴノミクス⁽⁶⁾ (Schelling [1978][1984])ではメタ選好概念を用いているなどの不備がみられる。

彼の基本的なコミットメント定義は、選好の別様性の問題を、当事者の時間的な選好の変更可能性とその抑止という形で把握したものである。例えば、2万ドルにふさわしい家に、自分としては1万6千ドル以上は払うつもりはな

い、と売手に納得させたいとき、買い手は第三者と、取消ができず強制力を持つ賭けをしたことを示してやる。その賭けは「買い手がもしもその家の購買に1万6千ドル以上払うことになるならば第三者に5千ドル払わなければならない」というものである (Schelling [1960])。このような賭けは「副次的な賭け side bets」と呼ぶことができよう⁽⁷⁾。

このような side bets の存在がシェリングのコミットメント概念においては信憑性として把握されている。もしもコミットメントを中止しようと思っても、あらかじめなしてしまった賭けによって阻止されてしまうわけであり、そのような装置への了解が他者にあってはじめて、コミットメントはコミットメントとして発効するわけである。つまり過去の自分によって現在の自分が拘束されている (森村[1987]) ともいえよう。社会内では、関係の契約の契機として、あるいは自己の尊厳を担保にした相互行為などにおいて、このようなコミットメントが広汎に観察しうる⁽⁸⁾。

シェリング自身のより広義のコミットメント定義から、われわれの考察はさらに先に進む。シェリングによればコミットメントを広く解釈すると次のようなものが含まれるという (Schelling [1960:87])。

[1] 自分を、非実行というオプションがもはや存在しないようなポジションに置くというマヌーバー (例えば、とても衝突を避けられないくらいに速いスピードで運転することで、ほかの車を威嚇する)。

[2] 最終的な決定を第三者に委譲してしまうマヌーバー。その第三者の動機構造は常に実行への事後的な動機を提供するようにしつらえられている (懲罰権力が故意にサディストに与えられている場合、あるいは自分の主張や

責任を保険会社に移動する場合)。

[3] 自分が実行しない場合には自分自身のペイオフが「より悪く」なるということを示すだけで、自分も相手も傷つくことのダメージの方が、まだましだと了解しているように相手に予期させる（もしも彼が実行しなかったなら、臆病者という公的非難が起こるように彼自身を配置する）マヌーバー。

[1][2][3] の信憑性源泉をシェリングは明確には述べていないが、ここまでのわれわれの道具だてで記述することができる。[3] の信憑性は自分の尊厳を賭けた side bets に由来する。一方 [2] の信憑性は行動予期への反応の帰責を、あらかじめ第三者に帰属させてしまっていることに由来していることがわかる。つまり信憑性が帰責操作により与えられているのである。[1] はそのヴァリエーションだが、他者帰属が第三者でなく行為相手である点に信憑性が由来している。

われわれはここまで、信憑性と帰責を別に考察してきた。だがシェリングにおいては、コミットメントそのものの帰責、つまり選好の帰責は問題になっていない（コミットメントの同一性は保たれている）。かわりに[1][2]で明らかのように選択の帰責操作が side bets と信憑性の源泉として機能的に等価になっているのである。これに対して side bets はメタ選好の形式を、共有価値でなく（尊厳なども含む）利己的な担保物によって可能にする方策である（Schelling [1960]）。side bets と選択の帰責操作という、選好および選択レベルでの選択性の操作が、共有価値を代替するのである。

4-2.

以上のべたようにシェリング理論においては、メタ選好の帰責そのものは問題化していな

い。ところが、彼自身の理論でなく、彼のコミットメント概念のフォロワー(Becker [1960], Goffman [1970], Williamson [1983], etc.)の理論展開から、この可能性が重要な含意をもつことが明らかとなる。彼らにおいては「気がつく而降りられなくなっていた」（定常システム的な権力体験とも把握しうる）状態が、多くの場合、side bets を伴ったコミットメントとして記述されてしまっているのである。例えば事後的に認知できるコミットメントは単なるシステムによる強制ではないとする記述がある(Becker [1960])。だが、ここでコミットメントであると認知しているのは誰なのか？ 当事者の了解と観察者の了解が必ず一致しているだろうか。シェリングの場合には、当事者にとっては選好の選好の帰責明らかに自己だった。だが観察者が単なる行為連鎖を、事後的に「自発的である」と指摘することで、コミットメントとして記述してしまっている可能性もある。これにはいかなる意味があるだろうか。

ここまで、メタ選好をする当事者、それに対して信憑性を見いだす他者という二者で考えてきたが、実は、理論的記述者が、手前勝手に当事者に自発性を読み込んでしまう可能性、さらに当事者が観察者の指摘を学習する可能性があるのではないだろうか。それを以下では、コミットメントと権力の代替可能性として指摘しよう。

メタ選好の帰責が自己にあるのがコミットメントである。したがって選好の非自明性（通常の選好とは異なった選好を帰結する。シェリングやセンの場合にはそれは通常の選好で预期されるものよりも劣位のものとなる）は当事者に帰属される。しかしもしも帰属先が環境の人称——奪人称、汎人称（宮台[1989:93-113]）も含む——にあるなら、この選好の非自明性は権力

として体験されよう。

このような、権力とコミットメントの変換可能性は次のような思考実験によってわかる。コミットメントでは、選択の前提となる利益や不利益など、あるいは普通にいうところの合理性判断の人称性が問題になる。私がそのように判断しているものだということ、誰もがそう判断するがゆえに私が判断している（ゆえに私の判断ではない）というのとは違う。例えば殴られるのは痛い。「殴るぞ」というと皆こわがる。しかしそこに痛みを感じない武道の達人が現れて「それは痛くない」といいはじめる。それを信じ始めると、脅しに屈することもひとつのコミットメントに近い状況になってくる。「やらなければ殴るぞ」といわれてやることはコミットメントでもなんでもなし。権力を前提にするとあたりまえ（自明）のことである。だが脅しに対して屈することが自明ではなくなってくる可能性が出てくる。ある種のコミュニケーションを経由した結果、「殴られると痛いと思えるのは一つの私自身の固有の判断にすぎないのかもしれない」と思うならそれに固執することはコミットメントとなりうる。その場合「殴られたら痛い」と思い続けていてもいい。ただ、そう思わない者がほかにいる、つまり他の選択肢ではなく、他の選好構造が反実仮想されるのだ。先に帰責のところでも予備的に述べた、他者による当事者の了解への影響が問題となっているのである。

【5】反実仮想主体の選択性と権力

シェリングのフォロワーの議論を、帰責の反実仮想の学習可能性の議論から捉えかえすと、単に選好の選好の前提（帰責）の非自明化というだけでなく、ここまでの議論では自明だった反実仮想する主体＝当事者という前提をも、非

自明化される可能性が指摘できることになる。実はここから、権力論における一つの論争が、あらたな視点からとりあげられることになるのである。

大庭[1991]はルークスらの、反実仮想を権力の契機とする発想（Lukes [1974]）では適切な選好形成⁹⁾(Sen [1973=1977])を権力論にとりこめないと指摘する。

なぜなら、

1)適切な選好形成のもとでは当事者には、選好に反する強制体験が無い。従って「権力が無かったなら本当はこう選択していただろう」という反実仮想を当事者がなすことは無い。

2)また、当事者の権力体験の有無とは独立に観察者によって「本当の選好」が確定できると仮定しても、適切な選好形成では、当該選好形成自体が権力の作用を被っているのだからこの仮定は無理、という議論である（大庭[1991:139-158]）。

次に大庭は、選好形成が問題ならばメタ選好モデルで権力を記述してこの難問を回避できるかと問うが、これも否定する。彼は「もし権力がなかったとしたら、本当は、こういうメタ選好を採用していただろう」という反実仮想に訴えて権力の介在を描こうとしても、

3)「権力がなかったなら」という反実仮想が意味をもつためには権力の作用を当事者が既に了解していなければならないか、

4)権力体験の了解と独立に「本当のメタ選好」を確定しうる必要があるが、

3)は1)と同じ理由で論理的循環、4)も「本当のメタ選好」がやはり既に権力の所産でありうる以上、権力了解の無いところにその存在を指摘できない、という（大庭[1991:139-158]）。つまり大庭の議論は、権力の実在性を強調する議論を否定し、同時に手前勝手に論者が対象に権

力の遍在をよみこんでしまう可能性をも避けようとして、否定的帰結になったのである。

しかし、適合的選好形成が問題となるのは、選択の反実仮想に関する議論ではない。従って1), 2) はまず否定できる。「もし私が、自分の願うことをほとんど、あるいはまったくできないということに気付いたならば、私は自分の願望を縮小ないし抹消すればよい。そうすれば私は自由である」(Berlin[1969=1971:139])といった選好の反実仮想で自由を議論する発想がこれを傍証しよう。

3),4) に関してもわれわれは問題にできる。選択の反実仮想では自分の選好は自明なのであり選好と選択との分裂は起きていない。このレベルでは、適合的選好形成がなされていたら、当事者が選好に関する反実仮想をしないということだから、権力の契機は出てこない。ところが選好の反実仮想は、そこに自己観察が入っている、まったく異なった反実仮想なのである。つまり、適合的選好形成は、当事者は選好の反実仮想をしていないのに、観察者はしている場合であることに注意しよう。ここまでの問題は、メタ選好という場合に、当事者と他者との了解の差異、当事者の内部での了解の差異が問題だった。だがここでは、当事者と観察者との了解の差異が問題化しはじめるのである。

「本当のメタ選好」という際に、われわれは当事者の了解・についてのわれわれ観察者の了解に定位して議論をすすめているのであり、常にその「本当さ」は、定位する選好の反実仮想の主体である観察者＝第三者に依存するといえる。ここで定位する「第三者は、論理的に、理論的観察者でも、周囲の第三者でも、権力者自身でもあり得る」(宮台[1989])。シェリングのコミットメント概念で問題にしたように、コミットメントと権力との混同は、当該行為の帰責

に関する反実仮想の定位主体を考慮に入れないことに由来した。

大庭の議論は、当事者だけが「本当の選好」を云々できるという暗黙の理論的前提に立っている。だが権力の十全な把握のためには問題がある。なぜならば、当事者が観察者から、選択が無いところに選択肢の存在を学習することがありうるし、選好が自明のところその非自明性を学習することもありうるのだから。権力論とはまさにそのような機能を潜在的に果たしてきたのであり、その事実を社会学的に無視することはできない⁽¹⁰⁾。

以上のわれわれの権力に関するコメントは、宮台[1989]も既に指摘するところである。宮台自身は、彼の「強い権力的体験マトリクス」(宮台[1989:31])がメタ選好の表現であることに明言していないが、彼の理論は、権力の把握には選好と選択の区別が必要であるというわれわれの発想を支持するものとなっている。宮台は、彼の「強い権力的体験マトリクス」が誰に帰属するのかを、意識的にオープンにし、それを彼の権力論のバックボーンにした(宮台[1989:33])。仮に反実仮想が第三者に帰属するとした場合、当事者の自明化している選好とは別の選好が反実仮想されることになっているからである。

センがコミットメントの例としてあげる(Sen[1973b])文化大革命期の中国に関して「ここにはコミットメントではなく権力の存在がみとれる」という、或る権力論者の「第三者としての権力体験」に基づく指摘(宮台[1989:32])を経ることで、当事者に権力の存在が学習されていくことがありうる。無論これとは逆に、当事者の権力体験(たとえば日本の企業における「継続的契約」)をある経済理論家が「これはコミットメントである」と判断し、この体験が、

「観察者からのコミットメント体験」と見なされる可能性がある。それが当事者に学習されることも十分に可能である。

権力やコミットメントなど、選択性を媒介に働くメカニズムの記述は、記述する主体の側の「権力やコミットメントの体験」を必ず経由する。しかしわれわれはこのことを指摘することによって、コミットメントにおける自発性や、権力体験の記述が相対的で不可能であるといっているのではない。宮台は、選好の反実仮想が誰に帰属するのかをオープンにすることで、権力が「仮象」なのか「実在」なのか、という問題設定そのものを疑問に付した。われわれは、そこから導かれた、素朴概念実在主義 / 素朴概念構成主義という対立そのものへの批判を、権力の場面に限らず広く「選択」概念一般において捉えようとしたのだといえよう。これは概念実在主義も概念構成主義も退けた上で、なおパラドックスや決定不能性（あらゆる出来事の帰責を決定できない etc.）の賞揚にむかわないひとつのゆきかたである。

【6】おわりに

われわれは、「選択」概念が、まず「他でもありうること」という様相を前提にしていることを確認し、「他でもありうること」という理解の契機として、選択の前提に関して予期への違背のありうることを重視し、分析した。われわれの議論ではセン、ルーマン、シェリングの順に 1) 反実仮想される選択性が上昇し、この上昇の考察から、2) 反実仮想する人称の選択性も指摘でき、選択性を記述する＝当事者の了解を記述する枠組みは、記述された対象を変えること、それはパラドックスでもなんでもなく、その学習可能性すら社会メカニズムに織り込まれていることも明らかになった。選択肢の別様

性 / 選好の別様性 / 帰責の別様性 / それらを反実仮想する主体の別様性（信憑性、学習可能性）、これらは暗黙のうちにあるいは戦略的に用いられ、総体として「選択」を形成する。

かつて、了解を記述する枠組みが対象を変えうる機能は、潜在的であるからこそ理論上の利得となっていた。規範が事実かという問いはそうした場でのみ可能だったのである。だがいまやこの < 規範的であるか否かを問わず対象を変化させうる > 記述メカニズムそのものを顕在化し、前提に組み込んだ理論的営為一みずからの機能に敏感な理論的コミュニケーションへとわれわれの抽象はすすむべきである。

註

- (1) 本稿では基数的関係でなく選択肢間の序数的順序についての了解を指し、選好を実体項でなく関係の表現としてのみ扱う。
- (2) 選択が同時に選択前提の選択でもあり、この二重性はしばしば潜在化していることを佐伯[1980]では、[モノの選択 / モノの背後のコトの潜在的選択]として差異化している。だが佐伯はセンと同様に、共有価値という前提には敏感でない。
- (3) 「ありそうもなさ」を前提にしてなおかつコミットメントが可能になる場合は、以下でのべるように、信憑性などの概念を必要とする。これは共有価値の活性化をコミットメントの機能とみなしたパーソンズの仮定とは全く異なる社会モデルである。
- (4) 出来事に必ず意味が付随しているとは限らないので、行為でなく行動予期である。
- (5) とりわけ、Heider[1944]、Jones & Davis[1965]という系譜は、ルーマンのシステム論において注目されている。
- (6) egonomics：一人の人格内の複数の選好を調整して当該人格にとっての効用を極大化する試み。セ

- ンのモデルにおけるヘロイン中毒の例がこれに該当する。
- (7) side bets という用語は、シェリングを解釈した Becker[1960]による。この例自体は、Schelling [1960:24] による。
- (8) 今宮・小宮[1989]などに代表される「継続的契約」の議論をみよ。
- (9) adaptive preference の意。最も選好された選択を選択不可能なとき、最上選好が格下げされ、入手

- 可能な選択肢中最善の選択肢が最上選好であると了解されること。Sen [1973a=1977] 参照。
- (10) 適合的選好形成は、観察者に定位すれば権力、当事者に定位すればある自明の選好である。コミットメントは当事者に定位すると非自明な選好である点が異なる。ただしその選好の帰責は自明なのであり、ここに「適合的選好の選好の帰責形成」とでもいべき権力を観察者が見いだすことは論理的にも現実的にも可能である。

引用文献

- Bateson, G. 1972 *Steps to an Ecology of Mind*, Harper & Row =1987 佐藤良明・高橋和久訳『精神の生態学』(下), 思索社。
- Becker, Howard S. 1960 "Notes on the Concept of Commitment", *American Journal of Sociology* 66:32-40.
- Berlin, I. 1969 "Two Concepts of Liberty" in *Four Essays on Liberty*. Oxford. =1971 生松他訳『自由論』みすず書房。
- Goffman, E. 1970 *Strategic Interaction*. Basil Blackwell.
- Harsanyi, J. C. 1977 *Rational Behavior and Bargaining Equilibrium in Games and Social Situations*. Cambridge.
- Heider, F. 1944 "Social perception and phenomenal causality", *Psychological Review* 51:358-374.
- 今宮賢一・小宮隆太郎編 1989 『日本の企業』, 東京大学出版会。
- Jones, E. E. & David, K. E. 1965 "From acts to dispositions: The attribution process in process in person perception", L. Berkowitz (ed.), *Advances in experimental social psychology*. Vol.2. Academic Press.
- Lukes, Steven 1974 *Power: A Radical View*, Macmillan.
- Luhmann, Niklas 1972 *Rechtssoziologie*, Rowohlt Taschenbuch. = 1977 村上淳一・六本佳平訳『法社会学』岩波書店。
- 1976 "Generalized media and the problem of contingency", Loubser, J. J. ; Baum, R. C. ; Effat, A. ; Lidz, V. M. (eds.), *Explanation in General Theory in Social Science; Essays in Honor of Talcott Parsons(II)*. Free Press.
- 1988 *Die Wirtschaft der Gesellschaft*, Suhrkamp. = 1991 春日淳一訳『社会の経済』文真堂。
- 宮台真司 1989 『権力の予期理論 了解を媒介にした作動形式』勁草書房。
- 森村進 1987 「契約の拘束力の基礎づけ」 森際・桂木編『人間的秩序』木鐸社。
- 大庭健 1991 『権力とはどんな力か 続・自己組織システムの倫理学』勁草書房。
- 坂本佳鶴恵 1987 「自我と役割」『ソシオロギス』no.11 :164-175.
- Schelling, T. C. 1960 *The Strategy of Conflict*, Harvard Univ. Press.
- 1978 "Egonomics, or the Art of Self-Management", *American Economic Association*, vol.68 NO.2.
- 1984 *Choice and Consequence*, Harvard Univ. Press.
- Sen, Amartya 1973a *On Economic Inequality*, Clarendon Press. =1977 杉山武彦訳『不平等の経済理論』日本経済新聞

社。

—— 1973b "Behaviour and the Concept of Preference", *Economica*, August.

—— 1974 "Choice, Ordering and Morality", Korner, S. (ed.), *Practice Reason*, Basil Blackwell.

—— 1982 "Rational Fools: A Critique of the Behavioural Foundations of Economic Theory, Herbert Spencer Lecture, delivered at Oxford in October 1977", *Choice, Welfare and Measurement*, Basil Blackwell. = 1989 大庭健・川本隆史訳『合理的な愚か者』勁草書房。

佐伯胖 1980 「きめ方」の論理 社会的決定理論への招待』東京大学出版会。

Shaver, K. G. 1975 *An Introduction to Attribution Process*, Winthrop. = 1981 稲松信雄・生熊讓二訳『帰属理論入門—対人行動の理解と予測—』誠信書房。

Watkins, J. W. N. 1974 "Comment: 'Self-interest and Morality'", Korner, S. (ed.), *Practice Reason*. Basil Blackwell.

Williamson, O. E. 1983 "Credible Commitments: Using Hostages to Support Exchange", *American Economic Review* Vol.73, no.4 : 519-540.

(いしはら ひでき)